

平成 31 年 4 月 26 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

10 連休中において社会福祉施設等における事故・事件等が発生した場合  
の対応について（依頼）

日頃より県内の障がい福祉の推進にご尽力賜り御礼申し上げます。

標記の件につきましては、「指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告要領」に基づき、当該施設等を所管する各県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所（以下「県事務所等」という。）への報告をお願いしているところです。

これに関して、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休中においては、県庁及び県事務所等の業務は休日となりますが、該当事案が発生した際は迅速かつ的確な対応が求められることから、お手数ですが、県事務所等の閉庁時（土日祝日等）においては、まずは電話により各庁舎の守衛室等へ連絡をしていただき、ファックスにより報告書等を送付いただきますようお願いいたします。

連絡先及び報告様式は、下記のホームページにより確認してください。

記

○指定障害福祉サービス等事業者における事故発生時の報告について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/jiko-jiken.html>

| 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係 |                       |    |    |
|---------------------|-----------------------|----|----|
| 係長                  | 奥村                    | 担当 | 加藤 |
| 電話                  | 058-272-1111（内線 2616） |    |    |
| FAX                 | 058-278-2643          |    |    |